相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市岩戸北三丁目九四九番地、最後の住所東京都狛江市岩戸北三丁目一一番七号　被相続人　亡　三角　同

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区内神田三丁目四番地二、最後の住所日野市多摩平一丁目一四番地の九一グランループ五一一

被相続人　亡　亀田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本九七九番地の四、最後の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本八六八番地の三　被相続人　亡　加藤　友昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

静岡県沼津市吉田町二五―二浜ビル二階　沼津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊洋二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市新井町二九〇番地、最後の住所愛知県蒲郡市新井町八番五号　被相続人　亡　鵜飼　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の五アネックス二階　松下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松下　泰二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市志和町志和東四一〇七番地、最後の住所広島県東広島市志和町志和東三九九一番地　被相続人　亡　住田　勝徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

広島市中区富士見町一三番一八―二〇一号　相続財産管理人

司法書士法人小野司法事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平九二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　謝花　苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

沖縄県豊見城市字上田五七番地七　相続財産管理人　仲座　清栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区下末吉五丁目二八番、最後の住所沖縄県那覇市首里赤平町一丁目四番地一　被相続人　亡　川嶋　久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月六日

沖縄県島尻郡与那原町字与那原六〇六番地　相続財産管理人　喜屋武　力

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年５月６日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社パスポルテ　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6228号　④株式会社パスポルテ　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号　代表取締役　小幡知保　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿六丁目２番18号ＳＫビル９階　⑥平成21年９月17日　⑨平成22年４月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿六丁目８番１号　株式会社パスポルテ　代表取締役　小幡知保

C　①株式会社シグネット（とらナビ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6181号　④株式会社シグネット　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目４番14号　代表取締役　福井雅樹　⑤本社営業所　東京都千代田区岩本町二丁目16番２号　⑥平成21年６月16日　⑨平成21年７月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫株式会社シグネット　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目４番14号　代表取締役　福井雅樹

B　①株式会社ファイブオーシャントラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1589号　④株式会社ファイブオーシャントラベル　大阪府大阪市浪速区元町１丁目９番９号津和九ビル２階　代表取締役　三村智　⑤本社営業所　大阪府大阪市浪速区元町１丁目９番９号津和九ビル２階　⑥平成５年10月12日　⑧平成20年２月25日　⑩283万8300円　⑪大阪府知事　⑫大阪市浪速区難波中３丁目13番９号　浪速税務署長　財務事務官　新田実

B　①有限会社トラベルショップ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1985号　④有限会社トラベルショップ　大阪市阿倍野区昭和町１丁目９番５号　代表取締役　菅原章紀　⑤本社営業所　大阪市阿倍野区昭和町１丁目９番５号　⑥平成11年３月15日　⑧平成22年３月31日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市阿倍野区昭和町１丁目９番５号　有限会社トラベルショップ　代表取締役　菅原章紀